

「年金制度改正の解説」

【お詫びと訂正】

◆本書において、以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	誤	正
9・17	本文 1 行目および 2 行目	
	1 週の所定労働時間 <u>または</u> 1 月の所定労働日数	1 週の所定労働時間 <u>および</u> 1 月の所定労働日数
	所定労働時間 <u>または</u> 所定労働日数	所定労働時間 <u>および</u> 所定労働日数
16	【改正前】本文 5 行目	
	8.8_万円	8.8 万円
16	【改正後】本文 4 行目	
	地方公務員等共済組合	地方公務員共済組合
16	【表中】1 行目	
	~令和 4 年 <u>3</u> 月	~令和 4 年 <u>9</u> 月
31	本文 2 行目	
	<u>繰上げ</u> による	<u>繰下げ</u> による
53	【改正後】児童扶養手当支給額	
	<u>24,419 円</u>	<u>24,420 円</u> (注)児童扶養手当支給額の計算方法等は政令で定められます。